9月議会のあらまし

令和8年館林市議会第3回定例会は、8月26日から9月11日までの17日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は11件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、認定、可決されました。

人事案件

▽諮問第3号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて＝人権擁護委員の細堀一夫さんが、本年12月31日をもって任期満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽諮問第4号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて＝人権擁護委員の泉田一美さんが、本年12月31日をもって任期満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽議案第45号　教育委員会委員の任命について＝教育委員会委員の栗原昇さんの任期が、本年10月8日をもって満了となるが、引き続き任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会に対し同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

条例の改正

▽議案第46号　館林市印鑑条例の一部を改正する条例＝出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を用いた、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の取得を可能とするため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽議案第47号　市道8505号線橋梁下部工事請負契約の変更について＝令和6年第1回定例会で議決された請負契約について、設計変更に伴い、契約金額を変更するため、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

補正予算

▽議案第51号　令和8年度館林市一般会計補正予算（第2号）＝4億8025万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ345億7141万7000円とするもので、全員一致で可決されました。

▽議案第52号　令和8年度館林市下水道事業会計補正予算（第1号）＝館林市下水道事業ウオーターPPP業務委託において、令和8年度から令和18年度までの11か年で、57億7060万円を限度額とする債務負担行為を設定するもので、全員一致で可決されました。

報告

▽報告第3号　令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について＝地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく判断指標において、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であることから赤字比率は生じておらず、次に、実質公債費比率は6・4％、将来負担比率は80・7％であり、また、公営企業会計における資金不足比率は、資金不足額がないため、資金不足比率は生じていないことから、全ての指標において、国の判断基準以下の数値となっているとの報告がありました。

委員会提出議案

▷**委員会提出議案第2号**
地方財政の充実・強化に対する意見書（全員一致で可決）

【全文】今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。
政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示し、2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容になっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇にともなう行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財源を実現するよう求める。
また、食料品の消費税を2年限定で1％に引き下げる閣議決定が行われたが、これによる年間の減収額は国と地方を合わせて約4.3兆円と見込まれる。今後の動向の中で、地方財源に影響を出さない方向性を求める。このため、下記事項について、国等に実現する事を求めます。

記

1．社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2．政府として減税施策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
3．2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
4．会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
5．地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、子育て政策と同様に、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の充実を図ること。
6．自治体が実施する事業において 、労務費の適切な価格転嫁がされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先＝衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

請願の審議結果

▷**請願第14号　地方財政の充実・強化に対する請願**＝意見書が可決されたことにより、みなす採択となりました。